

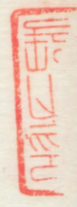
十九番	大野行夫	君	二十番	宮沢良一	君
二十一番	田村匡雄	君	二十二番	塩野鉄之助	君
二十三番	石川信義	君	二十四番	末次性男	君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

なし

一 欠員はつぎのとおりである。

九番 志村秀雄君



一 議会事務局職員はつぎのとおりである。

議会事務局長	古谷徳男君	議事係長	市川昭利君	主事	島田幸治君
--------	-------	------	-------	----	-------

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長	石川常太郎君	助役	篠崎俊夫君
収入役	橋本孝蔵君	教育長	町田倍二君
秘書職員課長	大野忠一君	庶務課長	
企画財政課長		環境保全課長	
経済課長		福祉事務所長	
建設課長	須崎進君	都市計画課長	

市 民 課 長

君

税 務 課 長

島 田 猛

君

下 水 道 課 長

君

下 水 道 課 長 補 佐

君

水 道 課 長

君

会 計 課 長

君

教 育 委 員 會 課 長

君

教 育 委 員 會 課 長

君

教 育 委 員 會 課 長

君

選 挙 管 理 委 員 會 課 長 兼 監 査 局 員 長

君

一 本日の議事日程はつぎのとおりである。



日 程 第 一 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 二 会 期 の 決 定

日 程 第 三 議 案 の 取 り 下 げ に つ い て

日 程 第 四 議 案 第 五 十 一 号 福 生 市 税 賦 課 徴 収 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

日 程 第 五 議 案 第 五 十 二 号 福 生 市 都 市 計 画 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

日 程 第 六 議 案 第 五 十 三 号 東 京 都 市 町 村 職 員 退 職 手 当 組 合 を 組 織 す る 地 方 公 共 団 体 の 変 更 及 び 東 京 都 市 町 村 職 員 退 職 手 当 組 合 規 約 の 変 更 に つ い て

日 程 第 七 議 案 第 五 十 四 号 東 京 都 市 町 村 公 平 委 員 會 を 共 同 設 置 す る 地 方 公 共 団 体 の 数 の 減 少 及 び 東 京 都 市 町 村 公 平 委 員 會 共 同 設 置 規 約 の 変 更 に つ い て

日 程 第 八 議 案 第 五 十 五 号 東 京 都 市 町 村 職 員 退 職 手 当 組 合 か ら の 脱 退 に 伴 う 財 産 処 分 に つ い て

日程第九

請願第一号

五日市線無警報踏切に対する安全施設設置に関する請願書
(審査報告)

日程第十

請願第三号

市道舗装整備に関する請願書
(審査報告)

日程第十一

陳情第一号

商工会館建設に関する陳情書
(審査報告)

日程第十二

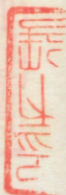
常任委員会委員の選任

日程第十三

議会運営委員会委員の選任

日程第十四

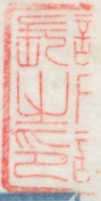
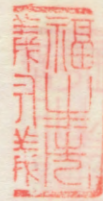
一部事務組合議会議員の選挙



追加日程第一

議長の辞職許可について

追加日程第二 会期の延長について



午前十時 開会、開議

○議長（末次性男君） ただいまから昭和四十八年才三回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長（末次性男君） 日程才一会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則才百三十二条の規定に
より、議長において

六番 中曾根 実君

七番 宇佐美良時君

八番 吉岡一三君

以上三名を指名いたします。

○議長（末次性男君） ここに謹んで申しあげます。

志村秀雄議員には去る五月九日に逝去され誠に哀悼痛惜の痛

みに耐えません。

同君の弔意を表するため中曾根実君より発言の申し出がありますのでこれを許します。

(六番中曾根 実君登壇)

○六番(中曾根 実君) 追悼のことば、私は福生市議会を代表して、去る五月九日に急遽なくなられました故志村秀雄さんの霊に對しまして謹しんで追悼のことばを述べさせていただきますと思います。

生者必滅の理りとは申せ、常日頃健康には自信のほどを持っておられました志村さんが、今年三月十六日入院されたというのを聞き、私、四月五日にお見舞にお伺いいたしたところ、田村幾太郎先生より手渡された小唄のけいこ本を見て、私たちを前にして小唄を口ずさみわれわれに再起の光明を与えてくださいました。いずれ必ず全快されるものと信じ一日も早く退院されることを心から祈り、その日を樂しみにお待ちしておたのでありますが、百方手を尽くされましたご家族の看護もそのかいなくご逝去なされ、議員一同ただぼう然とするばかりであります。

思い起こせば二年間、厚生委員会委員として勤厳実直な志村さんだとばかり思っておりましたが、国民健康保険運営協議会の

慰安旅行の場合にお盆を自分の頭にかぶり、すりこぎ棒を持ち得意ののどを披瀝し満場の拍手を受ける柔と剛を備えておりました志村さんでございます。

これまでいつの議会にでも温容あふれるお姿をこの議場に見ることができたのに、本日からこの議場にそのお姿のない事実をまのあたりにして、よき先輩よき友人を失なった悲しみが今さらのように込み上げてくる次第であります。

志村さんは福生市に生まれ、福生に育って以来五十七年、昭和二十七年より十六年間選挙管理委員に在職、その間委員長を七年経歴しその功績は永く後世に残るものであります。その後昭和四十六年の統一地方選挙に福生市議会議員に立候補し、商店街の振興対策はもとより身体障害者、老人福祉向上、情操教育の推進をスロ―ガンにみごと議席を得られたわけでございますが、就任後まだ二年有余、議員活動もこれからというときになくなられたわけでご

ございます。

想えば志村さんは今後の福生市の進路をきめるべく福生駅を中心とした商店街対策につき、一般食肉等を通じ常に心痛し訴え続けてまいりましたことは印象に残ることであり、また昨年八月に身体障害者福祉協会が発足され、その会長として緒についたばかりであつたのであります。このようなときになくなられたことはさぞ心残りであつたことと思います。

残された私どもも志村さんのご遺志を悲しみの中へ埋もれることなく、本日よりその遺志を私どもの意志として今後福生市発展のために一層努力することをお誓い申しあげ、最後に私ども議員一同志村さんのご冥福を心からお祈り申しあげ追悼のことばといたします。

○議長（末次性男君） 以上をもって中曾根実君の追悼演説は終了しました。

○議長（末次性男君） この際報告事項がありますので、事務局長をして

諸般の報告をいたさせます。

（古谷議会事務局長報告）

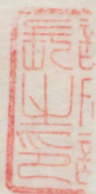
- 一、昭和四十八年第三回福生市議会臨時会の招集について（別添参照）
- 二、議案の送付について（別添参照）
- 三、議案の取り下げについての訂正について（別添参照）
- 四、議案の訂正について（別添参照）
- 五、市議会議事説明員の委任について（別添参照）
- 六、議案説明員の出席要求について（別添参照）
- 七、昭和四十八年三月分（昭和四十七年度）例月出納検査実施結果報告（別添参照）

○議長（末次性男君） 以上で報告を終わります。

○議長（末次性男君） 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については議会運営委員会において検討されており、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長貫井喜代次君登壇）



○議会運営委員長（貫井喜代次君）　ご指名ありがとうございましたので報告いたします。

議会運営委員会は去る五月十七日午前九時より全委員の出席を得まして開催し、議長から諮問されました才三回臨時会の会期、日程等について協議いたしました。協議の結果は、議案件数その内容等諸般の事情を考慮して、会期については本日一日限りとして委員会は決定しお願いすることにいたしました。

理由としては、議案提出は長提案分五件と委員会に付託中でありました請願、陳情が三件、任期満了その他にもなう議会内部における選任、選挙等三件の計十一件であります。条例改正案につきましては税法改正にともなう一部改正であり、課税事務上のことも考慮し早期に結論づけるべきである。また一部事務組合の規約変更、財産処分についても関係市町村において同文の議決をされ、その後都知事の許可届を出すものであり、いずれも詳細にわたる内容説明を聞くことにより賢明なる議員各位には十分にご納得をいただけるものと判断して、会期は一日で議案等の

処理は可能との考え方から決定した次でござります。また請願、陳情については所管の委員会に付託されたもので、審議の結果結論づけられ議長あてに報告されたもので、臨時会を機に議題として議会としての結論を得んがために日程としたものであります。

日程順序につきましてはお手元にご配付のとおり編成し、建設委員会に審査を付託されております議案才三十一号福生市道路占用料等徴収条例については、委員会の継続審査中に市長より議長あてに議案の取り下げについて提出され、建設委員会としてはこれを了承してありますので日程の冒頭に組み説明を願うことにいたしました。

また、理事者側から全員協議会の要請もあり、議会運営委員会としてもこれを了承し、本会議終了後開催を予定しておりますのであらかじめお含みおきお願い申し上げます。

なお、昨年の才二回臨時会で委員長に選任されて以来本日まで、議会運営の向上と円滑化のために絶大なる議員格各位のご協力を賜りましたことを心から御礼申しあげ、かつ本日の議会運営が終始円滑に

運営されますよう各位のご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが報告といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長のご報告は終了しました。
おはかりいたします。 会期につきましてはただいま委員長から報告されましたとおり本日一日間と決定いたしたいと思っておりますがこれに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。 よって会期は一日間と決定いたします。

○議長（末次性男君） 日程第三議案の取り下げについてを議題といたします。

これより暫時休憩をいたします。

午前十時二十分 休憩

午前十時四十二分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福生市議会

本案に対し理事者から説明を願います。

（助役篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君） 議案の取り下げについて説明を申しあげます。

去る昭和四十八年三月十二日付で提案いたしました議案第三十一号福生市道路占用料等徴収条例は、収入見込額に對しまして人件費ばかりすぎることに、その他諸般の情勢から判断いたしまして取り下げていただきたいと思っておりますので、よろしくお取りはからいますようお願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で本件に関する説明は終了しました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○十番（松山 清君） 先ほどの全員協議会でも説明がありました際にも述べましたように、この取り下げの理由があとでつけたような理由であります。人件費がかかりすぎるとかいうことは、この条例をつくる段階でわかっているわけです。そういうことを十分検討して出すのが条例としてのたてまえだと思います。

またこの条例をつくれれば百十万円という金が市に入るわけです。それ

をなぜ取らないのか。一般住民に対して税金をひた一文まけたことがありますか。この条例を取り下げることによって百十万円という金が市に入らなくなるわけです。そういう点で東京電力や武陽ガス、またバス停とか電話ボックスというものは当然条例をつくって徴収するのが自治体としての姿勢であるわけです。大企業に対して目を向けるのではなく市民に目を向けていた方がいい。それで私はこの条例の取り下げについて反対の意を表明したいと思います。

○議長（末次性男君） おはかりいたします。本件取り下げ願については願いの出のとおりこれを承認することにいたしましたと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議がありますので起立により採決いたします。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立十九名、多数であります。よって本件取り下げ願についてはこれを承認することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程才四議案才五十一号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び日程才五議案才五十二号福生市都市計画税

条例の一部を改正する条例の二案を一括して議題といたします。

本案に対し理事者より説明を求めます。

（税務課長島田 猛君登壇）

○税務課長（島田 猛君） ただいま議題となっております議案才五十一号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び議案才五十二号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例、以上二案について提案理由と改正条例の内容の概要についてご説明を申し上げます。

この改正条例は現在開かれております国会におきまして衆参両院を通過し、先に公布された地方税法の一部を改正する法律案、法律才二十三号に基づいて本市でも改正の必要が生じたのでここに提案申し上げます。改正の骨子とする点は、まず才一点といたしましては個人の市民税及び電気ガス税につきまして負担の軽減をはかったこと、才二点といたしまして固定資産税について宅地等にかかわる土地について住宅用地、非